

# 静岡県競争入札参加資格（物品購入等及び一般業務委託） （有効期間：令和2年9月から令和5年8月）の申請について

静岡県出納局用度課

静岡県（県庁と県の出先機関（県立の学校及び警察署を含む。）が発注する物品購入等（物品の製造の請負、買入れ又は売払い）及び一般業務委託に係る競争入札に参加するためには、県が行う資格審査を受け、入札参加資格を有していることが必要です。

資格には期限があり、現在有効な資格は令和2年8月31日で終了します。

令和2年9月からの資格が必要な方は、申請手続きを行ってください。

なお、資格取得には条件がありますので、裏面を御確認ください。

申請について変更が生じた場合は静岡県出納局ホームページでお知らせします。

<申請書類送付先・問い合わせ先>

静岡県出納局用度課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

電話：054-221-3240 F A X：054-221-3585

メール：yodo@pref.shizuoka.lg.jp



## 1 申請の受付（定期審査）

### (1) 受付期間

令和2年7月1日（水）～7月15日（水）※書類必着

### (2) 申請方法

今回の定期審査から電子申請を導入します。できる限り電子申請を御利用ください。

#### 電子申請の場合

- ① 県ホームページから「ふじのくに電子申請サービス」へアクセスし、必要事項を入力
- ② 「ふじのくに電子申請サービス」から印刷した申請書とその他必要書類を郵送（簡易書留）

#### 書類申請の場合（持参のみ・郵送不可）（電子申請が困難な方）

申請書類一式を審査会場に持参してください。

審査会場：県庁別館2階第3会議室（B） 9時～16時（土日祝日を除く）

#### 《書類申請の方へ》

- ・ 受付期間の後半は、会場の混雑が予想されますので、できるだけ期間前半にお越しください。
- ・ 駐車場が限られるため、公共交通機関を御利用ください。

## 予備審査の御案内

現在資格を有している方は予備審査での申請が可能です。ぜひ御利用ください。

(1) 対象者 令和2年8月31日までの資格を有する方

(2) 受付期間 令和2年5月25日（月）～6月19日（金）※書類必着

(3) 申請方法 **電子申請の場合**

1 申請の受付（定期審査）の(2)申請方法を御確認ください。

#### **書類申請の場合（郵送）**（電子申請が困難な方）

申請書類一式を、**郵送（簡易書留）**で提出してください。

※ 書類受領の確認が必要な場合は、あて名を書いた返信用はがきを同封してください。受領印を押して返送いたします。（書類が届いたことの確認であって、内容に不備がないという確認ではありません。）

予備審査で不備等がなければ、定期審査受付期間に申請があったものとして取り扱います。

## 2 申請書類の入手方法

### ○電子申請の場合

- ① 「ふじのくに電子申請サービス」でデータ入力後、申請書を印刷
- ② その他必要書類は県ホームページからダウンロード  
<http://www.pref.shizuoka.jp/suitou/index.html>（令和2年4月下旬開始予定）

### ○書類申請の場合

- ・ 県ホームページからのダウンロード（令和2年4月下旬開始予定）  
<http://www.pref.shizuoka.jp/suitou/index.html>
- ・ 県機関での配布（5月中旬配布開始予定）  
県庁用度課、各出納室（賀茂・東部・中部・西部）  
各財務事務所（熱海・富士・静岡・浜松）、東京事務所、大阪事務所
- ・ 郵送による交付  
あて名を書き 250 円切手を貼付した返信用封筒（角 2 封筒 24.0cm×33.2cm）をお送りください。折り返し、申請書類を郵送します。  
（封筒に「令和2年度入札参加資格定期審査 申請書希望」と明記してください。）

## 3 入札参加資格者登録結果の公開

入札参加資格が認定された場合、登録結果（登録営業種目、商号又は名称、住所等）が公開されますので、あらかじめ御了承ください。

### ◎ 競争入札参加資格を申請できる方は、以下の全ての条件を満たしている方です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。ただし同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、同項に規定する期間内で、静岡県が相当と認める期間を経過した者はこの限りではない。
- (2) 申請書の提出日における、継続して同一の事業を営んでいる年数が1年以上であり、12か月分の決算が確定していること。
- (3) 都道府県税（法人にあっては法人事業税及び法人都道府県民税、個人にあっては個人事業税に限る。）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者